

令和6年第4回飛騨市議会定例会議事日程

令和6年12月12日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2	報告 第6号	損害賠償の額の決定について
第3	発議 第3号	飛騨市議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例について
第4	議案 第86号	指定管理者の指定について(養護老人ホーム和光園)
第5	議案 第87号	飛騨市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例について
第6	議案 第88号	飛騨市古川町総合保健福祉センター条例の一部を改正する条例について
第7	議案 第89号	飛騨市河合町福祉センター条例の一部を改正する条例について
第8	議案 第90号	飛騨市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
第9	議案 第91号	指定管理者の指定について(飛騨市ロスト・ライン・パーク)
第10	議案 第102号	飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
第11	議案 第103号	飛騨市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
第12	議案 第104号	飛騨市会計年度任用職員の給与等及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
第13	議案 第105号	飛騨市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
第14	議案 第106号	飛騨市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
第15	議案 第107号	飛騨市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

## 令和6年第4回飛騨市議会定例会議事日程

令和6年12月12日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第16	議案 第92号	指定管理者の指定について(上町農産物直売施設)
第17	議案 第93号	字区域の変更について(古川町是重地区)
第18	議案 第94号	字区域の変更について(神岡町数河・石神Ⅱ-1地区)
第19	議案 第95号	字区域の変更について(神岡町数河・石神Ⅱ-2地区)
第20	議案 第96号	指定管理者の指定について(飛騨古川まつり会館)
第21	議案 第97号	指定管理者の指定について(飛騨古川桃源郷温泉 めく森の湯すば一ふる)
第22	議案 第98号	令和6年度飛騨市一般会計補正予算(補正第3号)
第23	議案 第99号	令和6年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算(補正第2号)
第24	議案 第100号	令和6年度飛騨市介護保険特別会計補正予算(補正第2号)
第25	議案 第101号	令和6年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算(補正第1号)
第26	議案 第108号	令和6年度飛騨市一般会計補正予算(補正第4号)
第27	議案 第109号	令和6年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算(補正第3号)
第28	議案 第110号	令和6年度飛騨市介護保険特別会計補正予算(補正第3号)
第29	議案 第111号	令和6年度飛騨市水道事業会計補正予算(補正第1号)
第30	議案 第112号	令和6年度飛騨市下水道事業会計補正予算(補正第1号)

○出席議員（13名）

1番	佐中	藤田	克利	成昭
2番	小笠	原上	美雅	子廣
3番	水	吹	保	孝要
4番	上	端	豊	二朗
6番	森	田川	浩史	美博
7番	井澤	村山	清文	憲子
8番	前	山原	勝	美
9番	野		文	子
10番	籠		勝	
11番	高		惠	
12番			邦	
13番				
14番				

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	都	竹	淳	也
副市長	藤	井	弘	史
教育長	下	出	尚	弘
総務部長	谷	尻	孝	之
企画部長	森	田	雄	郎
市民福祉部長	野	村	賢	一
商工観光部長	畑	上	あ	一
農林部長	野	村	久	さ
基盤整備部長	森		英	徳
環境水道部長	横	山	裕	樹
教育委員会事務局長	大	庭	久	和
会計管理者	渡	邊	康	幸
消防長	堀	田	丈	智
病院事務局長	佐	藤	直	郎
財政課長	上	畑	浩	樹

○職務のため出席した事務局員

議会事務局長	岡	田	浩	和
書記	川	端	嘉	恵

（ 開会 午前10時00分 ）

◆開会

◎議長（井端浩二）

皆さん、おはようございます。本日の出席議員は全員であります。

それではただいまから、本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◆日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（井端浩二）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、9番、澤議員、10番、住田議員を指名いたします。

◆日程第2 報告第6号 損害賠償の額の決定について

◎議長（井端浩二）

日程第2、報告第6号、損害賠償の額の決定についてを議題といたします。説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり） ※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

◎議長（井端浩二）

森基盤整備部長。 ※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

〔基盤整備部長 森英樹 登壇〕

□基盤整備部長（森英樹）

報告第6号についてご説明いたします。

損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告します。

発生日時は令和6年10月12日、午後1時10分頃です。場所は飛騨市神岡町です。

事故の概要についてですが、神岡町伏方地内において、ひだ流葉スキー場及び周辺施設指定管理者が公用車を運転中、左方向へ後進で転回する際、確認が不十分であったため、駐車中の車両に衝突し、相手車両を破損させたものです。

相手方につきましては、記載のとおりです。

相手方損害額は、30万4,856円。市の過失割合は100%です。損害賠償金30万4,856円は、全て保険金で対応するものです。

専決年月日は令和6年11月13日、専決第10号です。

以上で説明を終わります。

〔基盤整備部長 森英樹 着席〕

◎議長（井端浩二）

報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

## ○13番（籠山恵美子）

確認のために改めて質問させていただきたいと思いますが、個人情報の保護ということがあるからでしょうけれども、実際には黒塗り部分があります。今朝、テーブルに置いてあるペーパーです。ここには全部記載されていますが、もともとこういった損害賠償の事案が出たときに、今回もそうですが、過失割合の100%が市です。ところが、過失割合の情報はあまり出ずに、被害者の方の個人名がペーパーとはいえども、このように出ていくということは何らかルールがあるのかなと思いますけれども、今、個人情報の保護が厳しく言われているときですから、このペーパーがもし紛失したり、漏えいされたりということもあるわけで、その辺りのルール、根拠法令のようなものがあれば、改めて聞かせていただけますか。

## ◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

## □総務部長（谷尻孝之）

まず、従前からこういった形を取らせていただいておりますので、根拠法令云々というか、見せないというその部分なんですけど、そこについて今手元に細かいものも持っていませんので、答弁のほうは控えさせていただきます。

## △市長（都竹淳也）

根拠法令というのがあるわけではないのですが、かつては議場に出す議案って全部名前が載っていたのですが、ホームページに全部議案を公開するようになったときに、住所や氏名が全部出てしまうので、それで公開するものについて黒塗りにするようにしたというふうに理解しております。ただ、この議場での審議の際に黒塗りにしておく必要はないといえますか、あくまでも議会の中のことで、議場で配付するものについては個人情報ありという形になっていて、この前の指定管理の議案も同様にしてあって、個人情報が入っているものと入っていないものと2種類あって、ホームページ上とかに公開するものは消してある、そのような運用としてやっていると、そのように考えて普段やらせていただいております。

## ○13番（籠山恵美子）

現状そうであることは理解しました。ただ、こういう書式などを見ても、そもそも被害者の方の名前がこのように出されているというのが続いていて、市の過失割合が100%ということは言ってみれば加害は市のほうですね。行政側は、個人名が出るということは絶対にありません。この辺りの、市民にとってみるとつじつまの合わなさというのはどうなのでしょう。法律がないのであれば、これから改善の余地があるものなのか、この辺りは市としてはどのように考えられていますか。

## △市長（都竹淳也）

しっかりと考えていなかったもので、議会とも相談をさせていただいて、議案の出し方としてどういう出し方がいいのかということ、またご相談させていただきたいと思います。

## ◎議長（井端浩二）

ほかにありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（井端浩二）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結し、報告第6号を終わります。

◆日程第3 発議第3号 飛騨市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について

◎議長（井端浩二）

日程第3、発議第3号、飛騨市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

〔議会運営委員長 高原邦子 登壇〕

●議会運営委員長（高原邦子）

発議第3号、飛騨市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について。飛騨市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。令和6年12月12日提出。飛騨市議会議会運営委員長、高原邦子。

提案理由。刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う改正であります。

資料を見ていただきたいと思いますが、飛騨市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例。飛騨市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を次のとおり改正する。第53条、第54条及び第55条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附則。この条例は、令和7年6月1日から施行する。経過措置。この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

条例関係の議案の要旨を見ていただきたいと思いますが、議案名は、飛騨市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についてであります。担当部は議会事務局です。

提案理由は、先ほど述べましたが、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う改正であります。

制定改廃の根拠等ではありますが、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

条例の概要ですが、刑法等の一部を改正する法律により、「懲役」及び「禁錮」が廃止され、「拘禁刑」が創設されることに伴い所要の箇所を改正するものであります。改正の内容は、第53条、第54条、第55条に「懲役」という文言が入っております。その文言を「拘禁刑」に改めるものでございます。

市民への影響は特にございませぬ。

なお、施行日は刑法等の一部を改正する法律の施行日と同じになるよう、令和7年6月1日に施行するというものであります。審議・採決をよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

〔議会運営委員長 高原邦子 着席〕

◎議長（井端浩二）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」との声あり）

◎議長（井端浩二）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議第3号につきましては、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（井端浩二）

ご異議なしと認めます。よって、発議第3号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（井端浩二）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（井端浩二）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◆日程第4 議案第86号 指定管理者の指定について（養護老人ホーム和光園）  
から

日程第15 議案第107号 飛騨市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

◎議長（井端浩二）

日程第4、議案第86号、指定管理者の指定について（養護老人ホーム和光園）から、日程第15、議案第107号、飛騨市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてまでの12案件につきましては、会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。

これら12案件は総務常任委員会に審査を付託してありますので、総務常任委員長から審査の経過及び結果の報告を求めます。

〔総務常任委員長 住田清美 登壇〕

●総務常任委員長（住田清美）

それでは、総務常任委員会に付託されました、議案第86号から議案第107号までの12案件につきまして、審査の概要並びに結果について報告をいたします。

去る12月9日、午前10時より委員会室において審査を行いました。

初めに、議案第86号について申し上げます。本案は、養護老人ホーム和光園の指定管理者の指定で、令和7年4月から5年間、社会福祉法人吉城福祉会を指定するものであります。

質疑の内容についてご報告いたします。「措置費だけを収入とする法人の体力には限界があるのではないか。」との質疑があり、「現在、入所定員50名中41名が入所しているが、特別養護老人ホームの対象となる入所者もいらっしゃるため、入所者の調整や契約入所による入所者増を検討し、経営改善が図られるよう協議されている。」との答弁がありました。

次に、議案第87号から議案第89号について申し上げます。

議案第87号は、飛騨市古川町デイサービスセンターの古川町高野地区への移転に伴い、民設民営による事業となるため公の施設の対象から外すこと。また、飛騨市宮川町デイサービスセンターを今後もサービスを維持していくために、飛騨市河合町デイサービスセンターと統合し、飛騨市宮川・河合町デイサービスセンターと名称を改め、引き続き公の施設として運営するための改正であります。

次に、議案第88号は、飛騨市古川町デイサービスセンターの移転に伴い、飛騨市デイサービスセンター条例の改正と併せて、古川町総合保健福祉センターの施設から外すものであります。

次に、議案第89号は、飛騨市デイサービスセンター条例の改正に伴い、飛騨市河合町福祉センター内にある飛騨市河合町デイサービスセンターが、飛騨市宮川・河合町デイサービスセンターと名称を改めることによる改正であります。

質疑の内容についてご報告いたします。「宮川町デイサービスセンター統合後の施設は、通いの場など地域のニーズにより活用されるとのことだが、具体的にはどのようなことをするのか。」との質疑があり、「具体案はまだないが、サロンや診療所の待合、休憩などの活用方法が想定される。」との答弁がありました。

次に、議案第90号について申し上げます。本案は、令和2年度から「乳幼児等」と定義する助成対象者を高校生年代まで拡充したことにより、定義の文言との違和感が生じていることから、市民にとってより分かりやすい「こども」という定義に改めるものであります。

質疑の内容についてご報告いたします。「「こども」の表記は上位法により定められているものなのかとの質疑があり、法律で定められたものではなく、こども家庭庁からの推奨により平仮名表記としたもので、市独自の改正である。」との答弁がありました。

次に、議案第91号について申し上げます。本案は、飛騨市ロスト・ライン・パークの指定管理者の指定で、令和7年4月から5年間、神岡町の特定非営利活動法人、神岡・町づくりネットワークを指定するものであります。

質疑の内容についてご報告いたします。「コース延長に触れてあるが、市の考え方はどのように考えているのか。また、収支計画書には、延長を想定したもので計算されているのか。」との質疑があり、「コース延長については具体的な提案を受けていないため、今後、提案があれば検討していく。また、収支計画書は延長を想定してのものではない。」との答弁がありました。

次に、議案第102号から議案第104号について申し上げます。本案は、人事院勧告に基づく職員、一般職の任期付職員及び会計年度任用職員の給料表及び期末手当、勤勉手当の支給月額に伴う改正であります。

質疑の内容についてご報告いたします。「約2億円の人件費の増加だが、令和6年度と令和7年度の財源の見込みはいかがか。」との質疑があり、「令和6年度は交付税が追加交付される見込みであり、来年度以降については、交付税原資が増加することで、交付税の上乗せが見込まれる。しかし、年度当初ではその額が把握できないため、抑制気味に予算化して対応する。」との答弁がありました。

次に、議案第105号から議案第107号について申し上げます。本案は、人事院勧告に伴う国の特別職の例に準じ、一般職の期末手当の支給月額の引き上げに合わせて、常勤の特別職、教育長、市議会議員の支給月数を改正するものであります。



質疑の内容についてご報告いたします。「期末手当の率の改正は人事院勧告に準じるが、報酬本体は報酬審議会で審議されるものという考え方なのか。」との質疑があり、「期末手当については、おおむね給与改定の水準に合わせて、連動して改正すべきであり、議員報酬については報酬審議会で審議されるものである。」との答弁がありました。

以上、当委員会に付託されました、これら案件については、いずれも討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

以上、当委員会に付託されました審議の報告を終わります。

〔総務常任委員長 住田清美 着席〕

◎議長（井端浩二）

以上で報告が終わりました。委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（井端浩二）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議案第86号から議案第107号までの12案件につきましては討論の通告がありませんので、討論を終結し、これより一括して採決をいたします。

議案第86号から議案第107号までの12案件について、委員長の報告は可決であります。これら12案件について、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（井端浩二）

ご異議なしと認めます。よって、これら12案件については委員長報告のとおり可決されました。

◆日程第16 議案第92号 指定管理者の指定について（上町農産物直売施設）  
から

日程第21 議案第97号 指定管理者の指定について（飛騨古川桃源郷温泉ぬく森の湯すば一ふる）

◎議長（井端浩二）

日程第16、議案第92号、指定管理者の指定について（上町農産物直売施設）から、日程第21、議案第97号、指定管理者の指定について（飛騨古川桃源郷温泉ぬく森の湯すば一ふる）を議題といたします。

これら6案件は産業常任委員会に審査を付託してありますので、産業常任委員長から審査の経過及び結果の報告を求めます。

〔産業常任委員長 上ヶ吹豊孝 登壇〕

●産業常任委員長（上ヶ吹豊孝）

それでは、産業常任委員会に付託されました議案第92号から議案第97号までの6案件につきまして、審査の概要並びに結果について報告いたします。

去る12月9日、午後1時より委員会室において審査を行いました。

議案第92号について申し上げます。本案は、上町農産物直売施設の指定管理者の指定で、令和7年4月から5年間、古川町の地場産市場ひだ合同会社を指定するものであります。

質疑の内容について報告いたします。「市が負担していた店長の人件費を、管理者が負担する

ことになるが、収支の見込みはどのようになるのか。」との質疑があり、「店長の人件費も含めて収支計画がされており、黒字経営ができると判断している。」との答弁がありました。

議案第93号について申し上げます。本案は、県営土地改良事業に伴う古川町是重地区の字区域の変更を行うものであります。質疑はございませんでした。

議案第94号及び議案第95号について申し上げます。本案は、地籍調査による。神岡町石神2-1地区と2-2地区の字区域の変更を行うものであります。質疑はございませんでした。

議案第96号について申し上げます。本案は、飛騨古川まつり会館の指定管理者の指定で、令和7年4月から5年間、一般社団法人飛騨市観光協会を指定するものであります。

質疑の内容についてご報告いたします。「他の自治体の施設では500円以下の入場料が増えてきているが、700円という入館料について見直しの議論はされたのか。」との質疑があり、「今後の入館料については収支状況を十分に考慮し、管理者と協議しながら、柔軟に対応していきたい。」との答弁がありました。

議案第97号について申し上げます。本案は、飛騨古川桃源郷温泉ぬく森の湯すば一ふるの指定管理者の指定で、令和7年4月から3年間、株式会社飛騨ゆいを指定するものであります。

質疑の内容についてご報告いたします。「新規指定とならない施設の指定期間は5年になると思われるが、3年とした理由はいかがか。」との質疑があり、「隣接するホテル季古里と温泉の源泉を共有しており、ホテル季古里の指定期間と合わせることで、費用の案分等がしやすくなるよう検討した結果である。」との答弁がありました。

当委員会に付託されましたこれら案件については、いずれも討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

以上、当委員会に付託されました、審査の報告を終わります。

〔産業常任委員長 上ヶ吹豊孝 着席〕

◎議長（井端浩二）

以上で報告が終わりました。委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」との声あり）

◎議長（井端浩二）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議案第92号から議案第97号までの6案件につきましては討論の通告がありませんので、討論を終結し、これより一括して採決をいたします。

議案第92号から議案第97号までの6案件について、委員長報告は可決であります。これら6案件について、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（井端浩二）

ご異議なしと認めます。よって、これら6案件については委員長報告のとおり可決されました。

◆日程第22 議案第98号 令和6年度飛騨市一般会計補正予算（補正第3号）  
から

日程第30 議案第112号 令和6年度飛騨市下水道事業会計補正予算（補正第1号）

◎議長（井端浩二）

日程第22、議案第98号、令和6年度飛騨市一般会計補正予算（補正第3号）から、日程第30、議案第112号、令和6年度飛騨市下水道事業会計補正予算（補正第1号）までの9案件を会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。

これら9案件は予算特別委員会に審査を付託し、その結果はお手元に配付の審査結果報告書のとおり、原案を可決すべきものとしております。予算特別委員会の審査の経過及び結果の報告につきましては、議員全員で構成する予算特別委員会でありましたので、会議規則第39条第3項の規定により、委員長報告は省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（井端浩二）

ご異議なしと認めます。よって本案に係る委員長報告は省略いたします。

これより討論に入りますが、議案第98号から議案第112号までの9案件につきましては、討論の通告がありませんので、討論を終結します。採決は、初日に上程された案件と追加上程された案件に分けて行います。

それでは、初日に上程された4案件について採決いたします。

初めに、議案第98号について採決いたします。本案の委員長報告書は可決であります。委員長報告書のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（井端浩二）

ご異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告書のとおり可決されました。

次に、議案第99号及び議案第100号の2案件について一括して採決いたします。これら2案件に対する委員長報告書は可決であります。委員長報告書のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（井端浩二）

ご異議なしと認めます。よって、これら2案件については委員長報告書のとおり可決されました。

次に、議案第101号について採決いたします。本案に対する委員長報告書は可決であります。委員長報告書のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（井端浩二）

ご異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告書のとおり可決されました。

次に、追加上程された5案件について採決いたします。

初めに、議案第108号について採決いたします。本案の委員長報告書は可決であります。委員長報告書のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（井端浩二）

ご異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告書のとおり可決されました。

次に、議案第109号及び議案第110号の2案件について一括して採決いたします。これら2案件に対する委員長報告書は可決であります。委員長報告書のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（井端浩二）

ご異議なしと認めます。よって、これら2案件については委員長報告書のとおり可決されました。

次に、議案第111号及び議案第112号の2案件について一括して採決いたします。これら2案件に対する委員長報告書は可決であります。委員長報告書のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（井端浩二）

ご異議なしと認めます。よって、これら2案件については委員長報告書のとおり可決されました。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

ここで、市長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

定例会の閉会に当たりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げます。今議会では17日間にわたりまして、一般会計・特別会計の補正予算、条例の改正、指定管理者の指定等、多数の案件につきまして慎重かつ活発なご審議を賜り、全ての議案につきましてご決定を賜りました。誠にありがとうございました。本会議並びに各委員会を通じて議員の皆様方からいただきました数々のご指摘やご意見につきましては、これまで同様にしっかりと受け止めさせていただきまして、今後の市政運営に生かしてまいりたいと考えております。

なお、11月22日に発表されました政府の総合経済対策におきまして、物価高対策のための重点支援地方交付金が措置されることになったことを受けまして、現在、対応する事業の立案と予算編成作業を進めております。事の性格上、早期の事業実施が必要でありますことから、1月中旬を目途に臨時会を招集したいと考えておりますので、ご協力いただきますようによろしくお願いを申し上げます。

今年も残すところあと僅かとなりました。今年は雪の多い、寒い冬になるとの予報もございません。議員各位におかれましてはくれぐれもご自愛いただきまして、ご健勝でよき新年をお迎えになることを心よりお祈り申し上げ、閉会のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（井端浩二）

以上で、市長の発言を終わります。

閉会に当たり、一言お礼を申し上げます。今、市長も言われましたように、11月26日から本日まで、ご協力、活発な意見、どうもありがとうございました。12月もあと僅かでございますが、新年がすばらしい年で皆様にとっていい年になりますことをお祈りして、挨拶とさせていただきます。どうもご協力ありがとうございました。

◆閉会

◎議長（井端浩二）

本日の会議を閉じ、11月26日から17日間にわたりました令和6年第4回飛騨市議会定例会を閉会といたします。お疲れさまでした。

（ 閉会 午前10時33分 ）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

飛騨市議会議長

井端 浩二

飛騨市議会議員（9番）

澤 史朗

飛騨市議会議員（10番）

住田 清美